

現代日本の技術教育，職業教育の概要

—技術教育，職業教育の用語に関する覚書—

佐々木 享

- | | | | |
|----|-----------------------|----|--------------------------|
| 0 | はじめに | 24 | 障害児教育，障害児学校，障害児学級 |
| 1 | 収録する用語の範囲 | 25 | 障害児学校の教育課程，障害児学校における職業教育 |
| 2 | 学校教育，学校の設置者 | 26 | 専修学校 |
| 3 | 1 条校 | 27 | 文部省所管外の教育施設 |
| 4 | 普通教育と義務教育，補習教育 | 28 | 男女共学，女子の職業教育 |
| 5 | 普通教育における技術教育，勤労体験学習 | 29 | 産学協同 |
| 6 | 高等学校の目的，高等普通教育と専門教育 | 30 | 職業指導，進路指導 |
| 7 | 高等学校の学科 | 31 | 学校と就職 |
| 8 | 高等学校の職業学科の教育—高校職業教育 | 32 | 進学率 |
| 9 | 高等学校の課程の区分 | 33 | 中等教育，中等後教育 |
| 10 | 高等学校に関する通称 | 34 | 中等職業教育，中等実業教育 |
| 11 | 高等学校の教育課程 | 35 | 技術教育 |
| 12 | 高等学校と技能教育施設との連携 | 36 | 職業教育，職業学校，職業技術教育 |
| 13 | 高等学校の別科，専攻科 | 37 | 実業教育，実業学校 |
| 14 | 高等学校の職業教育の方法，教科書 | 38 | 産業教育 |
| 15 | 学校の経費の設置者負担主義と産業教育振興法 | 39 | 専門教育 |
| 16 | 教員 | 40 | 高等教育 |
| 17 | 教員養成 | 41 | 成人教育，社会教育 |
| 18 | 大学 | 42 | 企業内教育 |
| 19 | 大学入学者の選抜 | 43 | 働く者についての呼称 |
| 20 | 短期大学 | 44 | 技術者，技師，技手，職人 |
| 21 | 大学院 | 45 | 徒弟制度，徒弟制，徒弟 |
| 22 | 学位 | 46 | 職業資格制度 |
| 23 | 高等専門学校 | | |

0. はじめに

本稿は，現代日本で用いられている技術教育，職業教育に関することばを摘出するために，そのことばが用いられているシステムやその背景の概要を説明したものである。摘出すべきことばの候補にはアンダーラインを付してある。全体として，個々の用語の定義や解説ではなく，用語相互間の関連を簡潔にしめすことを目的としている。とうてい成功しているとはおもえないけれども，一応は，できるだけ客観的に，より具体的にいえば外国人に説明することができるような配慮をくわえて，叙述しているつもりである。

*印をつけたものは、法令上の用語又は直接に法令に基礎をもつ制度（概念）であることをしめす。
換言すれば、この「用語集」には、概念だけではなく制度それ自体の名称をも含めてある。

1. 収録する用語の範囲

本稿で「現代日本」というときは、日本国憲法*、教育基本法*の施行（ともに1947年）以後現在に至る時期を想定しており、日本国憲法、教育基本法制定以後に創出された教育制度を新学制、これ以前の教育制度を旧学制という。日本国憲法は、教育を受ける国民の権利を明文化した。そして、教育基本法は、権利としての教育のあり方の基本を規定している。このような意味で、戦後日本の教育を研究者は憲法・教育基本法体制と呼んでいる。これに対して、戦前日本の教育は、天皇制教学体制と特徴づけられている。なお、1872年に公布された教育法令が学制と名づけられていたことはよく知られている。しかし本稿で新学制、旧学制というときの学制は、教育制度という意味で用いている。旧学制下の用語は、本稿では必要な限りで言及するにとどめた。

最も包括的な概念（用語）は、「教育」を別とすれば、学校教育と職業教育であろう。以下では、学校教育に関する種々の概念、用語を、技術教育あるいは職業教育の観点から析出し、その概念、用語が占める位置を簡潔に説明する。

ちなみに、戦後の日本では、教育に関する事項は、労働省が所管する労働者教育や職業訓練（あるいは職業能力開発）、後述の「文部省所管外の教育施設」をのぞき、原則として文部省*の所管とされている。しかし、戦前戦後を通して、文部省以外の省庁の所管に属する教育施設は少なからず存在するので、技術教育、職業教育を考察する場合には注意を要する。（工部省の工部大学校、司法省の明法寮、農商務省の東京農林学校、開拓使の札幌農学校など文部省所管外であっても比較的著名な学校は、のちに文部省に移管されたため近代教育史にも登場する。しかし、文部省に移管されなかったものも少なくない。）

なお戦後の「文部省所管外の教育施設」には、いわば各省庁の企業内教育施設ともいうべき性格のものが多い。したがってこの本稿に収録する用語も、いきおい、文部省所管事項が中心になる。

他方、広範に存在するいわゆる職業資格や技能検定には、職業教育という点からみて注目すべきものが多いけれども、これらは文部省以外の省庁の所管に属するものが多い。教育学が文部省以外の省庁が所管する教育施設を対象としないことが多いという点では、軍隊およびその学校における教育が全く欠落していることは注目されねばならない。このような弱点の補強については他日を期したい。

なお労働省が所管する職業訓練（現行の職業能力開発促進法の用語にしたがえば職業能力開発）関係の用語・概念については、田中萬年による別稿が用意されているので、本稿では除外してある。

2. 学校教育、学校の設置者

学校教育は、広義には、近代学校で行われる教育をさす。しかし、現代日本では（狭義には）、1947年に制定、施行された学校教育法*に準拠して設立される学校で行われる教育をさす。

学校教育法は、学校という教育組織を、①1条校と通称されるいわゆる正規の学校、②法の規制が緩やかなために私人がかなり自由に設立できる各種学校*、③法の規制という点からみて1条校と各種学校との中間に位置する専修学校*とに区分している。

学校は、設置主体に注目すると、①国立学校、②公立学校、③私立学校に区分される。

法制度のうえでは、国立学校設置法*に規定されている学校のみが国立学校であり、すべて文部省が設置している。なお旧学制のもとでは、文部省が設置する学校は官立学校とよばれた。しかし、後にのべるような、文部省以外の省庁が設置する若干の学校や教育施設も、概念としては国立学校あるいは国立教育施設というべきものである。

都道府県、市町村などの地方公共団体の設立する学校を公立学校と称している。外国語に直すと（あるいは外国人からみると）奇妙な感を与えるかも知れないけれども、公立学校というときには国立学校や他の省庁の設立する学校をふくまないのが通例である。

国、地方公共団体以外の、私人が設立している学校を私立学校という。もちろんここでいう私人には、自然人のほか法人がふくまれる。

後述の1条校の設置主体としては、国、地方公共団体のほかは、学校法人だけが認められており、自然人は1条校の設置者となることができない。1条校は、これによって公の性質が担保されていると考えられている。各種学校、専修学校にはこのような限定・制約がない。

3. 1条校

学校教育法第1条が掲げる学校（いわゆる1条校）は、以下の如くである。これらの学校では、内容の深浅に差はあるけれども、多かれ少なかれ、技術教育、職業教育を実施している場合が多い。

小学校*

中学校*

高等学校*

大学*（短期大学*, 大学院*をふくむ）

高等専門学校*

盲学校*

聾学校*

養護学校*

幼稚園*

なお法令上は、盲学校、聾学校、養護学校を一括して特殊教育（諸）学校と称している。これは、後にのべるように、障害児学校と称すべきものである。

ちなみに、これらの学校制度の名称は、旧学制下には存在しなかった短期大学、高等専門学校、養護学校をのぞいて、旧学制下にも存在した学校と同じである。とくに中学校、高等学校、大学は、制度名は同一でも、旧学制下のそれと新学制下のそれでは異なる点が多いので、歴史的な記述をする際には留意する必要がある。

なお、戦前には、公の性格をもつ学校を包括的に規定した学校教育法の如き単一の法令は存在しなかった。

4. 普通教育と義務教育、補習教育

普通教育は、すべての人が学ぶべき教育、学ぶことが期待される教育、あるいは現にほとんどすべての人が学んでいる教育をいう。この意味での普通教育の用語・概念は、明治初年から用いられている。第2次大戦後は、日本国憲法*第26条に書き込まれたので、普通教育は制度的地位

を確立している。

ただし、旧学制下ではもちろん、戦後の新学制においても、普通教育と義務教育とは同義でないことには注意する必要がある。

なお、一部の研究者は、おそらくは不用意に、普通教育というべきところを一般教育ということがある。現代日本では、一般教育は大学教育の一部をさすことが多いので、注意したい。

義務教育は、教育を受ける国民の権利を保障するために、公権力（わが国では国）が国民に対して、その保護する子女を就学させるよう義務づける制度である。現代日本では、6歳から15歳までの9年間の義務制が実施されている。その年齢等の範囲は政策的に定められる。旧学制下では青年学校*への就学が男子についてのみ義務化された、という例もある。

なお旧学制のもとでは、義務教育の課程を修了した後に中等学校等（中学校、高等女学校、実業学校等）に進学しない者を対象とする補習教育が実業補習学校として制度化されていた。この実業補習学校は、教育システムがパートタイム制であったので、教育行政のうえでは学校教育としてよりも、社会教育として扱われることが多かった。実業補習学校の制度は、1935年の青年学校令により、青年学校の制度にかわった。

ちなみにいえば、戦後の日本には、義務教育終了後の補習教育という制度は存在しない。

5. 普通教育における技術教育、勤労体験学習

教育学の重要な関心が普通教育に向けられてきたという事情があるため、教育学ではながく（そして現在も）、普通教育としての（あるいは、「における」）技術教育を問題としてきた。旧学制下にあっては、小学校*の手工*、実業*、国民学校*の工作*と実業*、中学校*の作業*と実業*などの教科の教育がそれであった。

新学制のもとでは、小学校*（及び1961年までの中学校）の図画工作*、中学校*の技術・家庭*（及びその前身の教科であった職業*、職業・家庭*）の教育がそれである。

ところで、技術・家庭科のうちの技術領域の教育を技術科と通称している（佐々木享・近藤義美・田中喜美『新版 技術科教育法』1990年3月、学文社）。教育職員免許法に掲げられた教科の名称は「技術」であるから、この通称には法令上の根拠がある。

なお、1978年に改訂された高等学校学習指導要領は、「勤労にかかわる体験的学習」（略して勤労体験学習という）を導入すべきことを強調した。具体的には、特別活動のなかの勤労・生産的行事として実施することが推奨されている。直接のねらいは、専門教育科目を実施することの少ない普通科へ導入することにあった。しかし、実態はあまり行われていない。

ところで、旧学制のもとでは、尋常中学校実科規定*（1894）に基づく実科中学校、高等女学校令中改正で設置された実科高等女学校（あるいは高等女学校実科）などにみられるような、実科の概念があったことが注目される。実科中学校の場合の実科は実業に関する教科といえる。しかし、実科高等女学校の実科の内容は裁縫の時間数を増加することであったから、これを実業に関する教科といえるかどうかには疑問がある。この点で、文部省が英文では前者を domestic course、後者を practical course として使い分けていたことは興味深い。

いずれにせよ、旧学制下に実科の概念があったことを記すべき適当な場がないので、ここに記しておく。

6. 高等学校の目的、高等普通教育と専門教育

高等学校*（適宜に高校と略称する）の目的を、学校教育法は、高等普通教育*及び専門教育を施すことと規定している。重要な点は、両者を併せ施すとしていることであるけれども、現実には、専門教育を全く課さない学校、学科は少なくない。

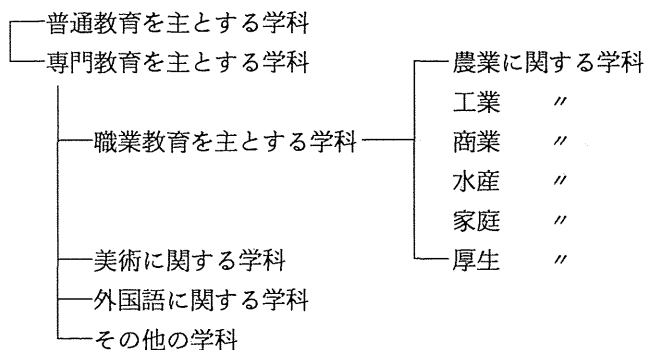
高等普通教育は、通説では、普通教育のうちの程度の高いものをさすと解せられている。これは、学校教育法が小学校の目的を初等普通教育*、中学校の目的を中等普通教育*と規定していることと照応しているからである。

しかし旧学制のもとでは、いわゆる正規の中等学校である中学校*及び高等学校*、並びに女子の中等学校とみなされていた高等女学校*の教育目的を「高等普通教育」という用語で規定した経緯があることに留意する必要がある。ちなみにいえば、戦前の教育法令には「中等普通教育」という用語はなかった。

専門教育は、高校教育の目的などで用いられている場合には高校の専門学科（後述）の教育をさすと考えられる。しかし、専門教育の概念自体は、高等学校の教育に固有のものではなく、もっと広い意味をふくんでいると解する必要がある。

7. 高等学校の学科

高等学校には、主たる専攻で区分される学科が置かれ、高等学校設置基準*等で次のように区分されている。



専門教育を主とする学科（専門学科と略称することがある）では、高等学校学習指導要領にしたがい、当該学科の専門に関する教科に属する科目（専門教育科目と略称する）を30単位以上履修させる。1994年度から、普通教育を主とする学科（普通科と略称する）と専門学科との中間に位置する総合学科という制度が創設された。この総合学科で履修させる専門に関する教科に属する科目の単位数は、30単位に達することを要しないとされる。

8. 高等学校の職業学科の教育－高校職業教育

高等学校の職業教育を主とする学科を職業学科と略称し、その専門に関する教科科目の教育を高校職業教育、あるいはたんに職業教育と称することが多い。

同様に、工業に関する学科における専門に関する教育を工業教育ということがある。しかし、工業教育は、ひろく工業に関する知識・技能を専門的に教育することをさすので、高等学校のみならず、高等専門学校、大学、専修学校などで行われる工業に関する教育をふくむものである。

1887（明治20）年には、すでに平賀義美『日本工業教育論』のあることが知られており、旧学制下の工業学校および高等工業学校の教育も工業教育と呼ばれていた。「工業」、「工業教育」なる用語が誕生した時期は詳かではない。

商業教育、農業教育、水産教育についても同様のことが指摘できる。ただし、家庭に関する学科の教育は家庭科教育であり、これを家庭教育とは呼ばない。家庭教育は、家庭における教育を意味するからである。家庭に関する学科の教育は、家政教育と称するのが通例である。別の場でものべるように、この意味での家政教育を職業教育とみなすことには疑問がある。

高等学校*の商船に関する学科は、1967年にすべて高等専門学校に移行したので、現在では存在しない。商船教育は、船舶職員を養成する教育を意味し、商船高等専門学校と商船大学で行われている。

工業に関する学科として実在するのは、機械科、電気科、電子科、建築科、工業化学科等々である。商業に関する学科として実在するのは、旧学制下では商業科のみであった。しかし1960年代以降は、商業科のほか、情報処理科、会計科等々が存在する。農業に関する学科として実在するのは、農業科、園芸科等々である。このような名称で区分した高等学校の職業学科の種類は、近年400種を超えており、その種類は増加傾向にある（佐々木 享「高校の学科構成の歴史の概要」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第39巻第1号、1992年11月、51～68頁）。

これに対して高等学校の厚生に関する学科として実在するのは衛生看護科のみである。衛生看護科は、准看護婦の養成を目的としており、その教育は看護教育と呼ばれている。ただし看護教育は、看護婦、准看護婦の養成教育を包括する概念である。衛生看護教育という用語があるか否か、筆者は知らない。

なお、1980年代後半以降、情報教育ということばが用いられているけれども、これは甚だ多義である。狭義には商業に関する学科の1種である情報処理科、工業に関する学科の1種である情報技術科の教育をさすけれども、実態からいえば、これらの学科の専門教育はむしろ情報処理教育と呼ぶのがふさわしい。

9. 高等学校の課程の区分

高等学校には、授業の時間帯や教育の形態によって区分される全日制*、定時制*、通信制*の課程が置かれる。定時制には種々の形態があるけれども、夜間定時制が最も多い。なお定時制の前身ともいべき夜間課程は旧学制の中等学校、中等実業学校にも存在した。しかし通信制課程は新学制になって創出されたものである。

現実には、次のような設置形態がある。

全日制のみ

全日制、定時制の併置

全日制、定時制、通信制の併置

定時制のみ

定時制、通信制の併置

通信制のみ

定時制の課程（を置く学校）を、定時制高等学校（定時制高校と略称する）と俗称することがある。しかし、定時制高校というときは、必ずしも定時制課程のみを置く学校（これを定時制独立校と通称している）をさすとは限らない。

同様に、通信制の課程（を置く学校）を、通信制高等学校と俗称することがある。通信制高等学校というときも、実際には通信制課程のみを置く高校（これを通信制独立校をいっている）をさすとは限らないわけである。

全日制課程の教育を全日制教育、定時制課程の教育を定時制教育と称することがある。なお、英語圏では、大学の夜間部の教育をもpart time教育と呼んでいる。

ちなみに、新学制発足後1962年までは、今日でいう普通科、機械科、電気科などは、普通課程、機械課程、電気課程と称されていた。「課程」ということばのこのような用い方は、1963年からなくなった。

10. 高等学校に関する通称

①普通科のみを置く高校を、普通高校と俗称している。

②工業に関する学科*を置く高校を、工業高等学校（工業高校と略称する）と俗称する。このような学校は、校名を〇〇工業高等学校と名乗っていることが多いからである。しかし、〇〇工業高等学校と名乗る高校に、普通科など他の学科が併置されている場合があり、他方、工業科を置いても工業高校とはいわない場合があるので、統計処理などの場合には注意を要する。

③商業高等学校（商業高校と略称する）、農業高等学校（農業高校と略称する）、水産高等学校（水産高校と略称する）などについても、②と同様のことがいえる。

④職業学科を置く高校を職業高校と通称することが多い。

⑤わが国の教育界では、自国の制度については、総合制高等学校（総合制高校と略称する）の制度概念は定着していない。しかし、戦後の新制高等学校制度の発足期に、普通科と職業学科、あるいは工業、農業、商業、水産などの異なる種類の学科（ただし、たとえば機械科と電気科とはともに工業科であるから、この場合はこれを異なる学科とはみなさない）を併置することを総合制と称し、このような高等学校を総合制高等学校と通称したことがある。現在も、統計上は、違った種類の学科を併置している高校を総合制として扱っている。

⑥教育学上の概念としては、戦後の高等学校の制度は、多様な学科をふくむという意味で総合制であり、現実には単科制の高等学校がひじょうに多いに過ぎない、と考えるべきであるようにおもわれる。

⑦なお、〇〇女子高等学校と名乗っているか否かに関係なく、男子の入学を認めない高等学校を女子高校と通称している。

11. 高等学校の教育課程

高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領に準拠して、個々の学校が定める。学習指導要領は、教育課程が備えるべき要件、教科・科目の種類等の教科に関する事項、特別活動に関する事項等を記述しており、文部大臣*が定めるもので、全国の小学校*、中学校*及び高等学校*に一律に適用される。学習指導要領は、小学校、中学校及び高等学校（並びにこれらに対応する特殊教育学校）について制定されており、高等専門学校については存在しない。ちなみに、幼稚園については、幼稚園教育要領が定められている。

1989年に改訂された高等学校学習指導要領が掲げる教科は、国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、農業、工業、商業、水産、看護、理数、体育、音楽、美術、英語の19である。各教科には、その教科に属する複数の科目が設けられている。

教科を、普通教育に関する教科（ここでは普通教科と略称する）と専門教育に関する教科（ここでは専門教科と略称する）とに分けると、国語から「家庭」までの9教科は普通教科であり、「家庭」から英語までの11教科は専門教科である。「家庭」は両方の性格をもっている。すなわち、「家庭」に属する科目のうち家庭一般、生活技術、生活一般の3科目には普通教育の性格が与えられており、「家庭」に属するそれ以外の科目には専門教育の性格が与えられているからである。

普通教科は、外国語をのぞき、学習指導要領により必修教科とされ、すべての高等学校で履修させている。外国語は必修教科ではないけれども、事実上、職業学科をふくむすべての高校で履修させている。外国語としては、現実にはほとんどすべての高等学校で英語を教えている。

農業、工業、商業、水産、看護の5教科は、職業教育に関する教科である。「家庭」に属する科目のうち家庭一般、生活一般、生活技術をのぞいたその他の科目は、大部分が女子用科目であって職業教育に関する科目とはいえないから、「家庭」という教科を職業教育に関する教科とみなすことは、多くの場合適切でない。現状では職業教育とみなし得るのは調理師資格取得をめざす調理科など極めて僅かなものに限られている。

1989年改訂の高等学習指導要領は、農業に属する科目36、工業74、商業21、水産24、看護6の科目を掲げている。各高等学校は、これら学習指導要領に掲げられている普通教育に関する教科・科目及び専門教育（職業学科にあつては職業教育）に関する教科・科目のなかから自己の学校、学科の教育課程に必要なものを選び出して構成する。必要ならば、学習指導要領にない教科、科目をつくることもできる。実際にも、学習指導要領にない科目をつくっていることは多い。

ちなみに、高等学校学習指導要領における教科と科目の概念上の区分は、外国語にするときには困難がある如くである。英文の高等学校学習指導要領（Course of Study for Upper Secondary Schools in Japan）は、教科を Subject areas とし、科目を Subject として区分している。ちなみに教科と科目の区分は、旧学制下では、国民学校及び1943年の中等学校令による中学校、高等女学校、実業学校、並びに1943年の師範教育令改正による師範学校に見られたものである。

なお、教育現場では、当該校が生徒に対して選択の余地を認めている科目（すなわち、生徒からみた選択制の科目）のみを選択科目と称することが多い。換言すれば、学習指導要領が選択制としている教科や科目を選択教科、選択科目と呼ぶことは少ない。このことから不正確な理解が生まれることがあるので、注意したい（くわしくは、拙稿「必修制、選択制について」『名古屋大学教育学部紀要—教育学科』第35巻、1989年3月、を参照）。

12. 高等学校と技能教育施設との連携

高等学校の定時制又は通信制の課程に学ぶ生徒が、同時に都道府県の教育委員会（1989年までは文部大臣*）の指定する技能教育施設で学習しているときに、その技能教育施設における学習の一部を高等学校の定時制又は通信制の単位として認定する制度を技能連携と呼んでいる。1961年に発足した制度で、産学協同の典型的な事例の一つとされている（原正敏「産学提携と技術教育」『教育学全集14 教育と社会』1968年12月、小学館、186～224頁）。

この制度の発足当初、文部大臣の指定要件は修学年限3年以上などと厳しかったため、指定を受けたのは事実上、大企業の企業内教育の施設に限られていた。1967年に修学年限を1年以上とするなど指定要件が緩和されて以後は、連携する教育施設としては、各種学校*（1976年以後は専修学校*の高等課程）が最も多くなっている（大村恵「技能連携制度の研究（その1）—愛知県の実態を中心に」『愛知教育大学研究報告』第41輯（教育科学）、1992年2月、を参照）。

13. 高等学校の別科、専攻科

高等学校*というときは、通例、その本科をさす。実際、現在では高等学校の生徒の99%は本科生である。しかし、高等学校には、本科の他、本科と同じく中学校*卒業を入学資格として1年以内の短期の技能教育を施す別科、高等学校本科卒業を入学資格とする修業年限1～2年の専攻科とがある。別科、専攻科を設置する高等学校はひじょうに少なく、とくに別科が少ない。しかし近年、大部分の専攻科で行っている教育が職業教育であることから、中等後教育の一環として専攻科の制度が注目されている。

14. 高等学校の職業教育の方法

1条校で行われている職業教育では、教育方法上のシステムや概念は、職業訓練のそれにくらべるとひじょうに貧弱である。教室で行う授業を座学、実験室や実習室（実習工場）で行う授業を化学実験をふくめて実習と称して区分していることが多い。実習指導の方法の一つとして、職業分析、作業分析、作業指導票などを用いる学校もある。商船学校等の場合に船上で行う教育（乗船実習）を席上課程と称していたけれども、現在は一般に行なわれていない。

「単位」「単位認定」「履修と修得の区分」等は高等学校の教育固有の制度であるけれども、職業教育に固有のものとはいえない。

「ホームプロジェクト」は、農業科、家庭科に認められてきたシステムである。近年では、これを実施しているのは家庭科のみである。家庭科教育は、調理師養成を目的とする調理科などごく一部をのぞくと職業教育とみることはできないから、ホームプロジェクトを職業教育上の用語として摘出することには、やや疑問がある。

いうまでもなく、最も重要な教材は教科書であると考えられている。現代日本では、小学校、中学校、高等学校では、文部大臣の検定を経た教科書（検定教科書と通称する）を使用しなければならないとされている。専門教育に関する学科の科目についても例外ではない。しかし現実には、需要の少ない高校の専門科目の場合には、検定教科書が発行されていない場合が多い。このような科目については、教師たちは、一般の図書のなかから適切なものを選んで教科書とするか、自分たちで教科書に代わる教材を編集している。

実験・実習については検定教科書は発行されない。教師たちはこれら科目については、たいていは集団で、実験指導書、実習指導書を編集し、これを利用している。

15. 学校の経費の設置者負担主義と産業教育振興法

設置者負担主義

学校の経営に要する費用は、その設置者が負担することを原則としている。しかし、例外も少なくない。公立の義務教育学校については授業料の徴集は認められていないけれども、他の学校は、私立だけでなく、国立、公立の学校も授業料を徴集している。公立の義務教育学校の教職員給与は、全額を国が負担している。公立の義務教育学校の施設についても、国がその一部を負担している。このほか、理科教育、定時制・通信制の教育などについても、国の財政補助が行なわれている。産業教育振興法による補助もその一つである。

産業教育振興法*（略称は産振法）は高校職業教育の振興について重要な役割を果たしている。同法は、実業教育費国庫補助法*がドッジラインに基づく財政補助制度廃止の一環として廃止されることに危機感を抱いた工業、商業、農業等の高校長らの働きかけを背景として、議員立法に

より1951年に成立した。立法のいきさつからして高校の職業教育を主とする学科に対する財政補助を目的としているけれども、その他に、中央産業教育審議会*（略称は中産審）と都道府県の産業教育審議会（中産審とは異なって必置ではない）を設けて産業教育の振興に関して計画を立てたりすることを定めるなど、実業教育費国庫補助法よりも幅広い役割を演じている。なお中産審は、のち行政改革により、理科教育及び産業教育審議会（略称は理産審）の産業教育分科会となった。

産振法の制定以来、産業教育の用語が普及することになった事実は見逃せない。

16. 教員

現代日本では、1条校のうち、幼稚園*, 小学校*, 中学校* 及び高等学校* の教員（学校長をふくむ）は、教育職員免許法* の定めるところにより、教員免許状を所持することが必要である。（大学、高等専門学校教員については、教員免許状の制度は存在しない。）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の正規の、すなわち要求される教員免許状を所持する教員の職名は教諭*に統一されている。ただし、後述の「実習」の免許状のみを持つ教員は実習教諭*と称される。ちなみに、旧学制下では、小学校の教員は訓導、中学校の教員は教諭と区分されていた。

高等学校の専門学科には、教諭のほかに、実習助手が配置されている。実習助手には特別の資格は要求されていないけれども、近年はその大部分が高等学校の当該の専門に関する学科の卒業者である。

なお、教師は教える人をさす一般的な幅広い概念で、小・中学校、高等学校だけでなく、高専、大学の教員をもふくむことがある。

17. 教員養成

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員養成は、原則として大学で行われている。すなわち教員免許状を取得するには、大学*で学士号（1992年より学士も学位の1種となった）を取得するとともに、教育職員免許法*の定める教職教育科目を修得しなくてはならない。ただし、幼稚園、小学校、中学校の教員免許状については、短期大学*その他若干の教育施設に学ぶことにより取得する道も開かれている。

中学校及び高等学校の教員免許状は、当該学校に開設されている教科*について発行される。中学校の技術科及び高等学校の職業学科の教員についても例外ではなく、彼らには、「技術」「工業」「商業」「農業」「水産」「家庭」等の教員免許状を所持することが要求されている。

なお、通常の教科別の教員免許状のほかに、中学校の職業実習、高等学校の工業、農業、商業、水産、家庭、看護、商船の実習については、実習のみを担当し得る教員免許状の制度があり、これを所持する教員を実習教諭と称している。実習の教員免許状については、一定期間実習助手の経験をもつ者が若干の教職科目を修得することによりこれを取得し得るなど、学士号をもたなくても取得する道が開かれている。

国立大学には教員養成を主たる目的とする学部が設けられており、これを教員養成学部と通称している。教員養成学部のみをおく単科大学を教員養成大学（あるいは教育大学）と通称している。教員養成学部を置く国立大学は、各都道府県に最低1校は置かれている。小学校の教員の大部分はこれら教員養成学部、及び小学校教員養成の課程認定を受けている一部の私立大学などが

ら供給される。しかし、中学校、高等学校の教員は、これら学部だけでなく、広く通常の大学から供給されている。教員養成のための学校だけでなく、広く通常の大学において教員を養成するシステムを教員養成の開放制と呼んでいる。

ちなみに、現代日本では、旧学制とは異なって、師範学校の制度は存在しない。また旧学制のもとでは、中等実業学校の「工業」「農業」「商業」の教員養成のための教育施設が設けられていたけれども、新学制のもとでは存在しない。(例外的に、1960年代に臨時工業教員養成所*が工学部*をもつ全国8校の国立大学に付設されたことがあった。)

なお、近年、一部の研究者は、教員養成のための教育を教師教育と称している。

18. 大学

現代日本の大学は、高等学校卒業を入学資格とする修業年限4年の学部を主体としている。ただし、医学、歯学及び獣医学の課程の修業年限は6年である。

大学は、大学設置基準*の定める要件を満たすことを要し、その設立は、大学設置審議会の審議を経て、文部大臣が認可する。

ちなみに、旧学制のもとでは、大学設置に関する認可基準が公表されていなかったこともあり、旧学制下の大学はいわゆるチャータード大学であったと考えられている。

大学の教育、研究の組織は、筑波大学をのぞき、学部*ごとに構成される。学部には教授会が置かれ、教員人事、カリキュラム等学部*の教育、研究に関する基本的事項を審議し決定する。筑波大学は例外で、教育組織としての学群、研究組織としての学系がおかれている。

学部には多様な種類がある。わが国では、西欧諸国の大学と違ってすでに19世紀後半に成立した帝国大学の時代から、工科大学*、農科大学*という技術学に関する分科大学*（のちの学部に対応する）を設置していた。したがって、戦後において、学部として、文学、理学、法学、医学などの伝統的な学部、戦前すでに存在した経済学、工学、農学等の学部のほか、水産学、商船学、電気通信学など技術学、職業教育に関する多様な種類の学部を設けることに抵抗は少なかった。ちなみに、東京水産大学は戦前に農林省が設立していた水産講習所を、電気通信大学は逓信省が設立していた通信講習所を母体として設立された大学である。

他面でいえば、新制大学の学部*の多様性は、別にのべるように、修士*、博士*の学位*授与権を学部*から切り離したために可能であったことも否めない。

ちなみにいえば、旧学制のもとでは、帝国大学令（1886年）以来、大学院（研究科）をもたない大学はあり得なかった。なお、大学は数個の学部を置くことを通例としている。しかし学部が1のみの大学も認められており、これを単科大学と通称している。

大学の教育は、大学設置基準（短期大学の場合は短期大学設置基準*。この項で以下同じ）の定めるところにより、一般教育科目、専門教育科目、外国語科目、保健体育科目から構成されている。1992年の大学設置基準の全面改正により、これらの科目区分は大学が独自に定めるものとされた。その帰趨には予断を許さないものがあるけれども、名称の変更はあるにせよこれら科目区分の実態は保持されるものとおもわれる。

大学の専門教育科目の教育は、量的には大学の教育の最も大きな部分を占めており、通常、専門教育と略称されている。学部の種類の多いことから推測されるように、その専門教育は多岐にわたっている。

大学生の大部分は、卒業後直ちに何らかの職に就いている。多くの者は、大学で学んだことを

何らかのかたちで生かしている。この点に注目すれば、大学の教育は職業教育の性格をもっているといえる。もちろん、家政学部や教養学部などのように職業生活と直接には結びつかない学部もある。しかし、いずれにせよ、大学の教育を職業教育と呼ぶことは少ないようにおもわれる。

工学部あるいはこれに類似の学部・学科の教育は、工学教育と呼ばれることが多いけれども、工業教育と呼ぶことも多い。同様に、農学部やこれに類似の学部の教育は、農学教育あるいは農業教育と呼ばれる。この工業教育や農業教育の概念は大学レベルの教育だけでなく、高等学校の工業科や高等専門学校*の工業系学科の教育をふくんでいる（この点については、8を参照）。

19. 大学入学者の選抜

わが国の大学は、高等学校卒業を入学資格とし、個々の大学がその有資格の入学志願者につき、入学者選抜試験（大学入試と略称する）を実施して入学者を決定する。大学入学資格検定試験（しばしば大検と略称される）は、高等学校卒業の学歴を持たない者に、学力検定により大学入学資格を与える制度である。ここでいう大学入学資格は、実効的には大学受験資格と称すべきものである。換言すれば、わが国には、ドイツ、フランスなどにみられるような、それに合格すれば実際に大学に入学できる大学入学資格試験というべき制度はない。なお大学入試は、多くは学部単位で行われるけれども、近年では学科あるいはさらに細分化した専攻単位で行われることも少なくない。

なお、1979年以降は、国立大学の入学志願者は、推薦入学など特別の場合をのぞき、大学入試センター*が実施する共通第1次試験と各大学が実施する二次試験の両方を受験しなくてはならない。共通第1次試験は、1990年以降、大学入試センター試験と改称され今日に至っている。

20. 短期大学

新学制の大学は、発足時には、実態としては、旧学制の大学がそのまま移行したほか、旧学制の専門学校*、高等学校*を母体として再出発したものも多かった。その際、女子専門学校など一部の専門学校には、4年制の学部になることができず、または4年制の学部になることを欲しない学校があった。これらの学校は、新たに設けられた修業年限2～3年の短期大学*となった。現存する短期大学の大部分は女子短期大学である。

短期大学の教育、研究は学科*を単位として組織されている。短期大学には教授会*が置かれ、教員人事、カリキュラムなど重要事項を審議決定する。

教育法制の上では、短期大学は大学の一種とされ、大学というときには短期大学をふくむことが多い。しかし、現実には、「大学、短期大学」というように区別していることも少なくない。

20. 大学院

新学制の大学の制度上の特色の一つは、学部と大学院*とを切り離し、大学院をもたない学部をつくり出したことである。通例、大学院は学部の上に設置される。大学院の組織の単位は、学部ではなく、研究科*である。より厳密に言えば、大学令（1918年）第3条が規定していたように、大学院は研究科の総称である。研究科は、工学研究科、理学研究科、農学研究科などと称している。大学院*を設置するためには、学部とは別に、大学院設置基準*に照らして審査され、その設置が認可される。大学院*は、修士課程、博士課程に分かれる。

現実には、大学は、大学院の有無という点からみて、

①学部のみ^{*}の大学

②学部と、学部の上に大学院の修士課程を置く大学

③学部と、学部の上に大学院の修士課程と博士課程とを置く大学に分けられる。

大学院は、欧米とくにアメリカのそれにならって、スクーリングを行ない、その修了時に、修士論文あるいは博士論文を審査し、修士あるいは博士の学位を授与する。しかし現実には、大学院のスタッフが学部との兼担であることもあって、わが国の大学院の授業はアメリカのそれ程に系統的組織的には行なわれていない。

しかし、近年とくに1980年代後半以降、大学院の制度には種々な改革が行われ、その設置形態も多様化している。

④いわば学部^{*}に足をもたない独立専攻あるいは下に学部のない独立研究科

⑤大学院のみ^{*}の大学（独立大学院大学）

⑥複数の大学で構成された大学院（連合大学院）

⑦大学以外の研究所に開設された大学院などがそれである。

22. 学位

新学制では、戦後当初、学位^{*}は修士^{*}、博士^{*}の2種のみとし、大学の学部卒業者に与えられる学士は称号とされた。しかし、1992年以降は、学士も学位の1つとされるに至った。

学士の学位は、大学が大学の学部卒業者に与える。工学士、農学士等の学士（号）の種類は大学が定める。

修士の学位は、大学院の修士課程又は博士課程の前期課程（いずれも修業年限2年）を修了し、大学院研究科に提出した修士学位論文が認められた者に授与される。なお現実には大学院の医学研究科には修士課程は存在しない。ちなみに、修士の学位は旧学制下にはなく、欧米とくにアメリカの制度にならって導入されたものである。

博士の学位は、大学院の課程（前期・後期の区分のある場合は後期課程）を修了し、大学院研究科に提出した博士学位論文が認められた者に授与される。この制度を、後述の課程外博士と区別するため、課程博士と通称することがある。このようなスクーリングを前提とする学位授与の方式は、欧米とくにアメリカにならって戦後に導入されたものである。ちなみに、旧学制のもとでは学位は博士のみであった。旧学制にも大学院の制度があり、僅かではあったが大学院修了の資格で学位を得たものもあった。しかし旧制大学院はスクーリングを前提としていなかったし、学位論文を審査するのは学部教授会であった。なお、旧制の学位制度の沿革の概要については、寺崎昌男『プロムナード東京大学史』1992年、を参照して欲しい。

博士の学位については、旧来の慣行を持続しようという考え方が強いので、博士課程をもつ大学院に論文を提出してこれを取得する道が残されている。これを課程外博士（通称は論文博士）と称している。理学、工学、医学等理工系の分野では、課程博士が多くなっているけれども、人文科学、社会科学の分野では、今日なお課程外博士の方が多い。

学位の種類は、従来は工学修士、農学修士、工学博士、農学博士等とされていたけれども、1992年の学位制度改革以後は、修士（工学）、修士（農学）、博士（工学）、博士（農学）など、学位を授与された専攻分野を（）の中にしめすことになっている。

従来、学位を授与できるのは、1条校である大学の大学院のみであった。しかし、1992年以降

は、学位授与機構が創設され、これを通して大学の学部と同等以上と認められる他の省庁が設置する教育施設は学士、大学院と同等以上と認められる教育研究施設は修士又は博士の学位を授与できるようになった。

23. 高等専門学校

中学校卒業を入学資格とし、修業年限5年（商船学科については5年6ヵ月）で「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする」（学校教育法第70条の2）学校を高等専門学校*（高専と略称することがある）という。1961年の学校教育法一部改正により成立し、62年から発足した。大部分が国立学校である。教育は学科を単位として行われる。当初開設されたのは工業に関する学科のみであったけれども、1967年からは商船に関する学科も開設されている。商船に関する学科を開設している高専を、商船高等専門学校と呼んでいる。高等専門学校には、近年は工業、商船以外の学科も置くことができるようになった。

高専の教員の職名は、教授、助教授、講師で、大学のそれと同じである。しかし、法令上は教授会による自治は認められていないので、大学とは区別される。

高専の教育は、大学の教育とともに高等教育と呼ばれている。

24 障害児教育、障害児学校、障害児学級

障害児すなわち身体、精神に障害をもつ子どもにたいする教育をひろく障害児教育と呼んでいる。法令等では特殊教育といわれ、およそ1970年代から障害児教育といわれるようになった。

障害児のための特別な学校を障害児学校とよんでいる。新学制は、学校教育法第1条に定める盲学校、聾学校、養護学校を一括して特殊教育諸学校としている。このうち養護学校には、障害の性質により、精神薄弱、肢体不自由、病弱（身体虚弱をふくむ）の区分がある。

障害児学校には幼稚園、小学校、中学校、高等学校の学校種別がなく、これに代わるものとしてそれぞれの学校に幼稚部、小学部、中学部、高等部が設けられている（現実には幼稚部を設置していない学校が少なくない）。

なお、公立の小学校、中学校の設置主体が市町村であるのに対し、公立の障害児学校の設置主体は都道府県である。

障害児学級は、通常の学校に設置されている障害児のための特別な学級をいい、法制上は特殊学級とされているので、一般にも特殊学級と通称することが多い。学校教育法第75条は小学校、中学校、高等学校への特殊学級の任意設置を定めているけれども、現実に設置されているのは、小学校、中学校のみで、高等学校には設置されていない。

障害児教育の義務制は、通常の児童・生徒（これを健常児ということがある）に対するそれより遅れたけれども、現在は、健常児の場合と同じく15歳まで実施されている。

25 障害児学校の教育課程、障害児学校における職業教育

障害児学校の教育課程は、通常の学校についてのものとは別に定められている次のような各学習指導要領を基準として編成されている。小学部、中学部、については省略した。

盲学校、聾学校及び養護学校幼稚園部教育要領

盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領

障害児学校高等部を例にとると、その教育課程は、各教科に属する科目、特別活動及び養護・

訓練によって編成するものとされている。障害児学校の教育は通常の学校の教育に準ずるものとされており、その各教科及びそれに属する科目の名称も、おおむね、通常の学校のそれに準じて定められている。

障害児学校の高等部も、通常の高等学校と同じく、専攻に応じた学科を置くものとされている。近年の状況を見ると、盲学校においては、普通科、理療科、保健理療科が約各3分の1を占めている。理療科、保健理療科の教育は、職業教育とみなすことができる。聾学校、養護学校では普通科が大部分で、職業教育とみられる学科は少ない。

なお、障害児学校には普通の高校にくらべて専攻科が多い。障害児学校の場合も、専攻科には職業教育の学科が多い。

26. 専修学校

専修学校*のうち、高等課程（入学資格は中学校卒業）を置く学校を高等専修学校*、専門課程（入学資格は高校卒）を置く学校は専門学校*と称することができる。専修学校の教育は、一般課程（入学資格に学歴を問わない）をのぞくと、大部分は職業教育とみなし得るもので、現代日本の職業教育として重要な領域を構成している。

旧学制下に存在した専門学校*という制度の内実は「学制」期、「教育令」期などではそれぞれ違っており、専門学校令*（1903年）に至って安定的に定着し、それは戦後改革期まで持続した。なお、戦前の専門学校と戦後のそれとの間には、全く関係がない。

27. 文部省所管外の教育施設

現代日本では、文部省以外の省庁が設置する教育施設や地方自治体が設置する教育施設で学校教育法に準拠していないものは、通念上は学校とみられるものであっても、学校と呼ばれてはいない。しかし、技術教育、職業教育、職業訓練の観点からみると、この範疇に属する教育施設には、意外に重要なものが多い。以下に若干の例をあげる（『蛍雪時代』誌の「全国大学内容案内号」による）。

【大学レベル】

職業訓練大学校*（1993年4月より職業能力開発大学校*と改称）

水産大学校*

防衛医科大学校*

気象大学校*

防衛大学校*

海上保安大学校*

【短期大学レベル】

職業訓練短期大学校*

農業大学校、農業短期大学校など

参議院速記者養成所

衆議院速記者養成所

航空保安大学校

海上保安学校

航空大学校

建設大学校

海員学校

コンピュータカレッジ

など

以上の例では、警察学校、警察大学校などのような、いわば純然たる企業内教育の性格をもつ教育施設がふくまれていないことに注意する必要がある。

最近になって、おそらく教育研究史上はじめて「教育行政以外の行政の所管に属する教育研修施設」についての調査研究がまとめられた（市川昭午編『大学校の研究』玉川大学出版部、1993年）。しかし、本稿では、これら教育行政所管外の教育施設については、以下では言及しない。

28. 男女共学，女子の職業教育

旧学制は、小学校低学年をのぞき男女別学制を原則とし、小学校尋常科*卒業後の学校体系すなわち進学経路は男女で異なっていた。また法令上は禁止していなかったにもかかわらず、女子が大学に進学することはひじょうに困難であった（井上恵美子・伊藤めぐみ「旧学制下における『共学』－『別学』の存在構造」『名古屋大学教育学部紀要－教育学科』第39巻第1号、1992年11月、241～254頁）。

新学制の学校体系はあらゆるレベルで男女の区別なく単一化されている。また男女共学は、法令上、強行規定ではないけれども、尊重すべきものとされている。男女別学制は、私立学校の自由の原則が尊重されているところから、私立学校には広範に存在する。しかし、国公立学校では、男女別学制は、小学校、中学校*ではほとんど存在せず、高校学校ではまれであり（佐々木 享「高校における男女共学の現状と家庭科」『名古屋大学教育学部紀要－教育学科』第38巻、1992年3月）、大学では、女子大学、女子短期大学、のように男子の入学を拒む学校はあるけれども、女子の入学を拒む学校は商船大学をふくめて存在しない。その意味で、現代日本では、技術教育、職業教育は現実にそこに学ぶ女子の数に多少の差はあるにせよ、男女に開かれているといえる。なお、女子大学、女子短期大学とは、××女子大学、○○女子短期大学などと名乗っているかどうかに関係なく、男子の入学を認めない大学、短期大学の通称である。国立の女子大学は2校だけである。

現代日本では、若干の私立学校を別とすれば、大学をふくむすべての学校は、男女に等しく門戸を開いている。その意味では、女子のための職業教育というテーマには問題なしとしない。しかし現実には、たとえば看護婦、産婆、保母、栄養士などのようにその職業が長年にわたって女性に限定または専有されてきた分野の教育については、近年においても、これを女子のための職業教育とみなす観念が根強く残っている。現実にこれらの公的職業資格を取得するための教育施設についてみると、私立学校では女子のみを入学させる学校が少なくないし、男女に門戸を開いている国立、公立の学校でも、大部分の生徒・学生が女子で占められている場合が多い。

なお、女子大学の家政学部や女子短期大学の家政学科で行われている家政学教育といわれるものは、女子教育ではあっても職業教育とはいえないものが多い。

ちなみに、わが国にも家政婦という職業はあるけれども、ドイツとは違って、家政婦を養成するため、あるいは家政婦の資質を向上させるための教育施設は存在しない。なお、ドイツの家政教育については、本報告書所収の吉岡いずみ「職業教育としての家政教育——旧西ドイツの場合」を参照。

29. 産学協同

広く、産業界と学校とが教員、研究などの面で協同して事業を行うことを産学協同という。産学提携と称することもある。現代日本で産業界と学校とが協同している事業には次のような種々の形態がある。

- ①大学への寄附講座又は寄附研究部門の創設
- ②奨学寄附金など、学校で行われる研究への資金の提供
- ③企業（又は企業団体）と学校による共同研究の遂行
- ④学生又は生徒を企業に派遣して実習（いわゆる職場実習）を行なうこと
- ⑤技能連携のうち、企業内教育施設と高等学校定時制又は通信制との連携

上記のうち①～②は大学、高等専門学校など高等教育のレベルでの産学協同であり、④は高等学校でも行われるもの、⑤は高等学校に特有のものである。

30. 職業指導、進路指導

進路指導は、今日では、中学校、高等学校の特別活動のなかで行なわれている。進路指導は、以前は職業指導と呼ばれていた。

職業指導ということばは、教育界ではおよそ1920年代に登場した。第2次大戦末期に、国民学校高等科*（1941年の国民学校令*により従来の小学校高等科*を再編した課程）に職業指導の時間が特設されたこと、またそのための教科書が発行されたことが注目される。

1947年に発足した中学校では、職業指導に関する学習指導要領が発行された。その後1950年代までは、中学校では、職業指導は、職業及びそれを再編した職業・家庭という教科の一部として実施された。1958年の中学校学習指導要領により、職業・家庭は技術・家庭に改編され、職業指導は教科外の特別教育活動*（のち特別活動*と改称）の一環として行なわれる学級活動*のなかに吸収・再編されて、進路指導と改称された。

しかし、職業指導という用語は、今日でも学校教育の場をふくめて現実社会には生きているようにおもわれる。

31. 学校と就職

現代日本では、上級学校へ進学する者をのぞいた大半の者が学校を卒業すると、就職する。大半の女子も少なくともいったんは就職する。現代の日本では、学年*（アカデミック・イヤ）は4月1日に始まり、翌年3月31日におわる。また、すべての学校は規定の年限まで学習した者の学習期間を、最終学年3月の卒業式で区切りをつけている。実際に日本では、大半の者は入学した学校を卒業する。上級学校へ進学する者以外のたいていの者は、3月に学校を卒業すると、4月から働き始める。企業の社会に永年勤続の慣行があるため、通例、その年に新たに労働市場に参入する者の過半は、新規に学校を卒業した者で占められている。

ちなみに、労働界に欧米でいう先任権の慣行がないためか、雇用情勢が厳しい時期には多量の失業者が若年層に発生するという欧米諸国にみられる事態は、わが国では通常存在しない。

現代の日本には、雇用経路としては次のようなものがある。

- ①縁故就職
- ②企業の直接募集による就職
- ③公共職業安定所*の紹介による就職

④学校の紹介による就職

有料職業紹介は、特別に労働大臣の認可を得た場合をのぞき、禁止されている。新規学卒者の就職経路として④が大きな比重を占めていることは、現代日本の特色の1つとなっている。

上記④には2つの形態がある。1つは、公共職業安定所の援助と協力を得て、生徒の就職あっせんを行う方式である。この方式では学校が求人を受理することは認められない。中卒者の就職希望者に対するあっせんは、この方式によっている。他の1つは、公共職業安定所の許可を得て、学校が求人を受け付け、卒業する生徒・学生の就職をあっせんする方式である。高等学校、大学、専修学校では、この方式により、生徒、学生の就職をあっせんしている。このうち、高等学校卒業者の学校あっせんによる就職のメカニズムについては、荻谷剛彦の実証的研究（『学校・職業・選抜の社会学——高卒就職の日本的メカニズム』1991年）が知られているけれども、大学卒業者の就職のメカニズムについてのディスクリプティブな研究は知られていない。

32. 進学率

戦後は、上級学校進学についての関心が高まったことに伴い、統計の操作概念として進学率が注目されるようになった。学校体系の単純化がこのような操作概念の創出を可能ならしめたわけである。分母、分子のとり方によって、種々な進学率をもとめることができる。学校基本調査は、1950年から高校進学率を、1952年から大学進学率を掲げている。

高校進学率の計算の基礎は比較的単純である。それでも、いわゆる浪人の期間を経てから進学した者を考慮してはいないし、分子には高等学校の全日制及び定時制への進学者のほか、高等専門学校への進学者をふくむなど、複雑な要因がある。近年の学校基本調査は分子に高等学校通信制課程への進学者をふくんだ進学率を、通常の高校進学率とは別に掲げている。

大学進学率の計算方法には、高校進学率の場合より複雑な要因が多いので、幾通りもの大学進学率が存在する。学校基本調査は前年度卒業者中で次年度に大学（短期大学をふくむ）に進学した者の比率を掲げている。このほか、同年齢層中の大学進学者の比率をもとめようとする大学進学率が計算されることもある。いずれの場合も、分子には通信制学部への進学者をふくんでいない。

なお、各種の進学率が教育水準を示唆する有力な指標たり得ているのは、戦後の日本では、進学した者の大部分が卒業するという慣行（？）に支えられているからであることも見逃せない。

ちなみに、旧学制の時代には、学校体系（換言すれば進学経路）が複雑であったため、今日の高校進学率や大学進学率と対比できるような進学率を計算するには困難が多い。また実際に戦前には進学率という概念は存在しなかった。

33. 中等教育、中等後教育

中等教育、中等後教育は、教育学あるいは教育政策上の概念である。現代日本では、中学校と高等学校とを中等学校とみなし、その教育を中等教育といている。1960年代以降、高校教育を問題とする政策上の課題が浮上してきたこともあって、高等学校の教育を後期中等教育と称することが多くなっている。これに反して、中学校教育を前期中等教育と称する例はまれである。同様に、中学校を中等学校と呼ぶことも少ない。

なお、1960年代に入って、政府の政策文書は、後期中等教育の概念を高校教育に限定するのは適当ではなく、各種学校（当時は専修学校はまだ制度化されていなかった）や職業訓練をも後期

中等教育の概念にふくめるべきだと繰り返しのべた。この見解は、学校の教職員や教育学者には支持されなかった。1985年以降、全日制で修業年限3年以上の専修学校高等課程の卒業生には大学進学が道が開かれたので、実態としては、後期中等教育の概念は広げられているといえる。

1970年代以降、中等学校卒業後の教育（ポストセコンダリ・エデュケーション）を重視しようという欧米の政策動向の影響を受けて、わが国でも中等後教育ということばが用いられるようになった。ただし、通常、この中等後教育の概念には大学、短期大学、高等専門学校の教育をふくまないことには注意を要する。

現代日本では、大学、高等専門学校の教育を高等教育といっている。ちなみにいえば、高等専門学校は、教授会が自治権をもっていないという点で、大学、短期大学とは区別されている。

34. 中等職業教育，中等実業教育

高校学校の職業学科の教育を中等職業教育と呼ぶことがある。高校職業教育とほぼ同義である。

ちなみに、旧学制のもとでは、中等実業学校や中等実業教育ということばが使われ、いわゆる甲種実業学校やその教育をさした。甲種実業学校は、学校体系上は（1943年の中等学校令*制定以前は）中等学校とはみなされなかったけれども、その卒業生に高等学校（旧制）をふくむ上級学校に進学する資格が与えられており、実際に進学する者もあったので、その点で中学校と同格とみなすことを含意する用語であった。中等工業教育、中等商業教育等も同様な意味で用いられた。ただし場合によっては、実業教育を初等、中等、高等に区分する意味で用いられることもあった。

35. 技術教育

技術教育は制度概念ではなく、生産技術に関する知識、技能を教授する教育をいう。この意味での技術教育は、小学校から大学にいたるあらゆるレベルで実施されている。

技術教育の概念は、工業教育、農業教育などの概念と重なりあっている。

一部では中学校の技術科*の教育を技術教育と称している場合があるけれども、このように限定的に用いる合理的根拠とはぼしい。

第2次大戦後の一時期、主として民主主義的な傾向の教育学者や現場教師のあいだで「生産教育」ということばが使われた。しかし、1960年代以降には滅多に使われない。

桐原葆見『生産技術教育』（1960年、国土社）に代表される生産技術教育という用語は一般にはあまり用いられない。

明治初年には、技術教育ということばがみられず、技芸教育という用語が多かった。例えば『米欧回覧実記』（1878）には「技術学校」ということばが（多分1例のみ）みられるけれども、技術教育という用語はみえない。技術教育という用語が登場した時期、一般化した時期については、改めて調べる必要がある。

なおわが国では、官庁の文書などで科学技術教育なることばが用いられることが少なくない。1930年代に科学技術（科学・技術ではない）なる用語が用いられるようになってからのことで、実態的には科学教育と技術教育とを統一的にとらえようとする概念であるようにおまわれる。

36. 職業教育，職業学校，職業技術教育

職業教育もまた、制度概念ではなく、職業生活に必要な知識、技能を教授する教育をいう。こ

の定義にしたがうと、大部分の大学の教育も職業教育ということになる。しかし、大学の教育を職業教育と呼ぶことは多くない。

高等学校の「職業教育を主とする学科」（農業、工業、商業、水産、家庭、衛生看護に関する学科）の教育を職業教育と通称する場合がある。概念をいくらかでも厳密にするためには、高校職業教育、あるいは中等職業教育と称すべきであるようにおもわれる。

旧学制下の実業教育は、現代の職業教育とほぼ同義である。産業教育の項でのべるように、戦後は、文部省はこの実業教育を産業教育と称している。

ただし、実業学校と職業学校とは、必ずしも同義ではない。職業学校は、広義には職業教育を行う学校をいう。わが国の教育学界では、この意味で用いられている場合が少なくない。しかし狭義には、実業学校令に基づいて制定された職業学校規程*に準拠して設定された学校をさす。この規程に準拠した学校は数は多かったにもかかわらず、校名を〇〇職業学校と名乗っている学校がひじょうに少なかった。このため、研究者でさえも、職業学校という学校（制度）が存在したことを知らない人があるので、注意を要する。

職業教育ということばがわが国で登場した時期を、筆者は調べていない。なお、菊池大麓訳『職業教育論』（1884年）の原著は、(Russell, J. S, Systematic Technical Education for the English People, 1869)である。

なお、1950年代末から、一部の研究者が職業技術教育という用語を使っているけれども、一般に普及してはいないようにおもわれる。たとえば、比較的早い例として、藤枝滯子「職業技術教育と労働組合運動」（『月刊労働問題』1959年7,10月号）がある。総評（日本労働組合総評議会の略称）などが1960年、1961年に開催した研究集会は「職業教育研究集会」と称し、1962年のそれは「第3回職業技術教育研究集会」と改称した。この時期の状況については、労働調査協議会編『職業技術教育と労働者』（1962年5月、大月書店）を参照。なお、全国総合職業訓練校労働組合（全総訓と略称）が1966年からほぼ隔年で開催してきた全国規模の集会は、「第〇回職業技術教育全国研究集会」と称していた。

こうした経過からみると、職業技術教育ということばは、実態としては職業訓練をさし、これを教育の観点からとらえようとするものとおもわれる。

しかし細谷俊夫「後期中等教育と職業技術教育」（『日本労働協会雑誌』1964年6月号）では、職業技術教育の名において、高校職業教育と職業訓練とを合わせて論じている。このような用例も少なくない。

ちなみにロシア語には、プロフェッショナルノ・チェフニーチェスコエ・オブラゾヴァーニア（多くの場合、職業技術教育の訳語があてられている。）ということばがある。その実体には日本語の職業技術教育と通ずるものがあるけれども、職業技術教育ということばを使い始めた人たちがこのロシア語を意識していたのかどうかは、はっきりしない。

37. 実業教育、実業学校

実業教育、実業学校*は、ともに旧学制の用語で、広義には、実業に従事するために必要な教育、それを行う学校をいう。狭義には、実業学校令*に準拠する学校、その学校で行われる教育をいう。

1870年代から農業、鉱工業、商業、水産、運輸などの生産・流通の分野を実業と総称するようになり、これら実業界で働くのに必要な教育を実業教育と称するようになった。実業補習学校規

程* (1893), 実業教育費国庫補助法* (1894) の制定を契機として, 実業教育の概念は急速に一般化したとおもわれる。

早くも1872年の「学制」には, 工業学校, 商業学校, 通弁学校, 農業学校などの学校制度の名がみえる。このうち通弁学校は遂に設置されることはなかったけれども, 工業学校, 商業学校, 農業学校はのちに実際に設置された。これらを含む実業学校*の制度は実業学校令 (1899) により体系化された。実業学校令により制定された実業学校に関する規程には次のようなものがある。() 内は, その規程により設立される学校の種類をしめす。

①徒弟学校規程* (徒弟学校)

②実業補習学校規程* (実業補習学校)

③工業学校規程* (工業学校)

④農業学校規程* (農業学校, 甲種, 乙種の区分がある)

⑤商業学校規程* (商業学校, 甲種, 乙種の区分がある)

⑥商船学校規程* (商船学校, 甲種, 乙種の区分がある)

⑦水産学校規程* (水産学校, のちに甲種, 乙種の区分が設けられた)

以上のうち①②は実業学校令以前に制定されていたもので, 実業学校令制定に伴い, その体系の中に組み込まれた。

⑧実業学校教員養成規程* (農業教員養成所, 商業教員養成所, 工業教員養成所についても規定している)

⑨「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校ハ専門学校トス」とする専門学校令* (1903) の制定に伴い, 専門学校程度, すなわち中学校又は高等女学校を入学資格とする修業年限3年以上の実業学校は, 専門学校の一種とされ, 実業専門学校*と称された。

実業専門学校としては, 次のような学校が設立された。

- a. 高等農業学校…〇〇高等農業学校, 〇〇高等農林学校, 〇〇高等蚕糸学校, 〇〇高等園芸学校など。
- b. 高等工業学校…〇〇高等工業学校, 〇〇高等工芸学校, 秋田鉱山専門学校など。
- c. 高等商業学校
- d. 水産学校
- e. 高等商船学校

なお, 大学令*により, 私立大学の設立が認められて以後は, 私立の実業専門学校は大学に付置の組織とされた場合には, 〇〇大学××専門部と称するようになった。

実業専門学校をふくむ専門学校の卒業生にも大学 (帝国大学をふくむ) へ進学する道が開かれていたことは, 多分, わが国教育制度の1つの特色であったといってよいとおもわれる。

1920年に実業学校令が大幅に改正され, これに伴って上記①が廃止されたほか, ②~⑧もそれぞれほぼ全面改正された。この改正により, 農業学校, 商業学校, 商船学校, 水産学校に設けられていた甲種, 乙種の制度上の区分, 呼称は廃止された (ただし, その卒業生に上級学校入学資格が与えられる学校を甲種実業学校と称する慣行は残された)。このほか, 新たに制定された実業学校に関する規程としては次のようなものがある。

⑩職業学校規程* (職業学校)

⑪二種以上ノ実業学校ノ学科ヲ置ク学校ニ関スル規程

1943年の中等学校令*により実業学校令は廃止され、中等実業学校は、制度上、中学校、高等女学校と並んで中等学校とされた。

1944年4月に官立工業経営専門学校規程、官立経済専門学校規程、官立繊維専門学校規程、官立農業専門学校規程、官立工業専門学校規程が制定され、以後、官立の実業専門学校はすべて○専門学校と改称した。

旧学制下では、工業学校、高等工業学校（工業専門学校）の教育を工業教育と総称した。商業学校、商業教育についても同様のことがいえる。しかし、工業、工業教育、商業、商業教育などの用語がいつ頃使われ始めたかについては、調べてみる必要がある。

なお、明治期には職工学校ということばがあり、①例示的、比喩的に、職工を養成するための学校を意味する場合と、②東京職工学校などのように職工学校を名乗る実在の学校をさす場合とがあった。

38. 産業教育

産業教育は、①企業内教育を中心としてひろく産業界で行われている教育・訓練を意味する場合（この場合は、産業訓練もほぼ同義）と、②産業教育振興法*（産振法と略称する）にいうそれを意味する場合とがある。前者の意味での産業教育ということばがいつ頃から用いられるようになったのかは、はっきりしない。おそらく第2次大戦後のことであろうとおもわれる。後者は、この法律でいう産業教育は、「中学校、高等学校、大学又は高等専門学校が、生徒又は学生等に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識技能及び態度を習得させる目的をもって行う教育（家庭科教育を含む）をいう」と定義されている。この定義は、旧学制下の実業教育とほぼ同義である。しかし、実業教育を行う学校をひろく実業学校と通称することがあるのに対して、産業教育を行う学校を産業学校と称することはない。

たとえば文部省の著作物である『産業教育百年史』（1986年）にみられるように、文部省は産業教育の名において産振法が掲げた広い領域をふくめている。しかし、同法成立の由来からも推測されるように、産振法が実効的に機能しているのは、高等学校の職業教育を主とする学科の教育にほぼ限定されている。このため、高等専門学校や大学、短期大学の関係者には、自分たちの専門教育が産業教育と呼ばれる（ことがある）という自覚がないといつてよい。

日本産業教育学会がいう産業教育は前記①②を併せふくんでいる。

日本産業技術教育学会の例もあるけれども、産業技術教育という用語は一般に用いられることは少ないようにおもわれる。

39. 専門教育

わが国では、専門教育は種々な意味で用いられる。ひろくは「特定の分野または内容に関する専門的な教育」（『広辞苑』第4版）を意味し、特定の学校の教育をさすわけではない。現実の学校教育にそくしていえば、専門教育をこの意味で用いるのが恐らく最もふさわしいのは、大学の教育である。法令上に「専門教育」の語を明文で掲げているのは高等学校で、その専門学科の教育をさすものと解されている。また、高等専門学校、専門学校（専門課程を置く専修学校）も、校種名からも推測されるように、専門教育を行う学校と解されている。

ちなみに、医師、法律家、牧師等を専門職とみなす西欧諸国に発達した慣行（この点についてはたとえば、チャールズ・E・マクレランド、望田幸男監訳『近代ドイツの専門職』1993年、晃洋書房、を参照）がわが国には存在しない。一般の辞書（たとえば『広辞苑』第4版）は専門家を、「ある学問分野や事柄などを専門に研究・担当し、それに精通している人」と解説している。日常的に用いられる専門家ということばは、この「研究」や「精通」の程度を幅広く解することが多いようにおもわれる。

なお旧学制の時代、およそ1920年代以降、文部省などはしばしば高等専門学校、あるいは高等専門教育なることばを用いた。前者は高校学校*と専門学校*とをさし（いうまでもなく旧制の）、後者はその両者の教育を総称するものであった。

40. 高等教育

大学の教育は、多分1970年代以降のこととおもわれるけれども、そして恐らくアメリカの教育学の影響で、高等教育と総称されている。高等教育の大部分は、専門教育である。高等教育機関には大学、短期大学のほか教授会による自治機能をもたない高等専門学校*もふくまれ、これら教育機関の教育を高等教育と総称するわけである。高等教育は、高等専門学校の教育をふくめていることにみられるように、多分に機能主義的な概念である。近年はこの機能主義的な概念を強調する傾向が強められている。近年、文部省の大学を所管する局の名称が、大学学術局から高等教育局へ改称されたことも、その例といえる。

ちなみに、旧学制下において文部省は、高等教育諸学校ということばを用いたことがあり、これには、大学、大学予科*、高等学校*、専門学校*、高等師範学校*をふくめていた。

41. 成人教育、社会教育

欧米諸国で成人教育と呼ばれている教育を、わが国では社会教育と称している。「社会教育」を外国語に直訳すると誤解を生ずる恐れがある。

社会教育においては、成人に対する技術教育、職業教育を扱うことがほとんどない。多様な形態で行われている企業内教育も社会教育のらち外とされていることが多い。これは、おそらくは、社会教育が文部省*の所管とされ、労働者に対する教育訓練が労働省*の所管とされているためであろうとおもわれる。

高校進学率がまだ50%台であった1950年代に、高校に進学しなかった青年の間に発展した学習運動が1953年の青年学級振興法により、青年学級としてある程度定式化されたことが注目される。青年学級のなかには、数は多くなかったけれども、技術に関する学習を企図したものもふくまれていた。

なお、行政上あるいは教育学上は社会教育の施設として位置づけられている博物館は、技術教育や職業教育という面からも一定の役割を期待し得る施設であるけれども、この面での発展は充分でない。

42. 企業内教育

企業が、自己の企業活動のために、企業内の労働者に対して、企業が主催して行う教育、訓練を、企業内教育又は企業内訓練と称している。企業内教育あるいは企業内訓練は多様な形態で行われている。

企業内教育は、前述した広義の産業教育の一環とみなされている。

ちなみに、尾高煌之助は近年の意欲的な著作『企業内教育の時代』（1993年、岩波書店）において、「本書では、『産業訓練』『産業教育』『職業教育』『職業訓練』の語句を同義的に使用する」としている（3頁）。実際に同義的に使っていることが多いとはいえ、全く同義としているのではなく、微妙に使い分けているように見える。それぞれの語の含意に重なり合う部分が多いからであろう。

実質的には企業内教育であってもそれが1条校となるためには、設立主体は企業ではなく学校法人でなくてはならない。この制約があるためか、1条校として行なわれる企業内教育はひじょうに少ない。

43. 働く者についての呼称

現代日本では、働く者についての呼称は、通称をふくめて多様である。法令上においても幾多の変遷をみた。

法令上の呼称につき通観すると、まず、日本国憲法第28条にいう「勤労者」が注目される。ここにいう勤労者は被雇用者、自営業者をふくむ働く者の総称である。しかし、日本国憲法のこの条文にいう勤労者の権利や基準を具体化している労働組合法や労働基準法では、被雇用者を「労働者」と称している。たとえば労働基準法第9条は、「この法律で労働者とは、職業の種類を問わず、前条の事業所又は事務所に使用される者で、賃金の支払われる者をいう」と定義しており、ここには、船員以外のほとんどすべての産業の労働者がふくまれるとみて過言ではない。現代日本では、法令上だけでなく、学問的な面でも、また通称としても、被雇用者を「労働者」と称することが最も多い（ただし、被雇用者であっても、その業務の特殊性故に労働基準法が適用されない「船員」については、船員法が適用される）。他方、一般法たる民法（第624条など）では、戦前の1896年に制定された（施行は1898年）ままであるため、「労務者」とされている。ここにいう労務者は、賃金又は報酬を得て働く者とされているので、日本国憲法にいう勤労者、労働基準法にいう労働者と殆ど同義であろう。しかし戦後においては、「労務者」とは、知識や熟練を要せず、もっぱら労務を提供する労働者の通称であることの方が多い。

労働基準法の制定（1947年）以前には、工場に働く者には工場法（1911年制定、1916年施行）、鉱業に働く者には鉱業法（1905年制定・施行。同法以前には鉱業条例）が適用されていた。最も早くから労働者の保護規定をふくんでいた点で注目される鉱業条例（1890年制定、1892年施行）第64条には、「鉱夫トハ鉱物ノ採掘及之ニ附属スル業務ニ従事スル男女ノ職工ヲ謂フ」とある。「鉱夫」「職工」という用語は、いつ頃から使われ始めたかについては別に調べる必要があるけれども、少なくともこの時期には既に一般化していたものとおもわれる。なおこの「鉱夫」の呼称は、鉱業法（第8条「本法ニ於テ鉱夫ト称スルハ鉱業ニ従事スル労役者ヲ謂フ」）に継承された。「労役者」なる呼称が一般的であったかどうかは未詳である。「鉱夫」なる呼称が一般的であったことは、『鉱夫待遇事例』（1908年）、『鉱夫調査概要』（1913年）記載の諸事例に徴しても明かである。

夏目漱石に『坑夫』なる作品がある。漱石の『坑夫』の如く、「坑夫」を「鉱夫」と同義に用いる場合も多い。しかし鉱業界では、選鉱夫、精錬夫、支柱夫などと区別して採掘に従事する者（採掘夫又は採鉱夫、石炭鉱では採炭夫）を「坑夫」と称することが多かった。第2次大戦後は、上野英信『追われゆく坑夫たち』（1960年）に見られる如く、戦前の鉱夫の意味で坑夫が用いら

れようになり、鋳夫なる用例は少なくなったようにおもわれる。

「職工」なる用例が1890年制定の法律にみられることは前述した。『職工事情』（1903年）にみられる如く、「職工」なる用語は明治期に既に一般化していたとみられる。工場法が、被雇用者を「職工」と称していたことはよく知られる。

労働者なる呼称はいつ頃から現れるのだろうか。

工業労働者最低年齢法が制定されたのは1923年であった（施行は1926年）。また、「職工募集取締規則」は1910年代まで各府県ごとに制定されており（大江志乃夫『日本の産業革命』1968年）、これらを統一した法典である労働者募集取締令（内務省令）が制定されたのは1924年であった（施行は1925年）。同令第1条には「本令ニ於テ募集主トハ募集シタル労働者ノ雇主タルヘキ者ヲ謂ヒ」とある。こうした事情からみると、「労働者」の呼称が法令上に登場したのは1920年代であったようにおもわれる。これ以後、労働者災害扶助法（1931年制定）などの如く、「労働者」なる呼称は急速に普及したものとおもわれる。

こうして「労働者」なる用語は、1930年代には法令においてもかなり一般化したとおもわれる。ところでこの1930年代後半以降には、労働力動員に関してかなりの数にのぼる法令が制定された。これらの法令においては、工場法（「職工」）、鋳業法（「鋳夫」）、民法（「労務者」）など既存の他の法令との関係で、被雇用者の呼称は「労働者」以外にも「職工」（工場就業時間制限令、1939年）、「労務者」（賃金統制令、1940年）など多様なことばが用いられていた。このほかにこの時期に「従業者」なる呼称が新たに登場した（労務調整令、1941年、重要事業場労務管理令、1942年など）。

1930年代後半以降に制定された労働力動員関係の法令は、労働力動員に関して労働者を区分するために多様な用語を用いている点でも注目される。たとえば事業主に対して熟練労働者の養成を義務づけた工場事業場技能者養成令（1939年）には、「労働者」「技能者」「養成工」「中堅職工」の用語が併存してる。

現代においては、労働者の属性をしめす通称は多様である。

- 「従業員」は、被雇用者たることをしめすに過ぎない。→従業員組合。
- 一部の労働者が好んで自称する「会社員」は、会社の被雇用たることをしめすに過ぎず、工員、職員の区分をしない点に特徴がある。
- 「社員」は、①「会社員」あるいは「従業員」と同義の場合と、②「会社員」のうち、「工員」と区別された月給制の被雇用者（月給取り、サラリーマン）をさす場合とがある。
- 「工員」は、戦前の「職工」と同義。なお戦前においては、職工を性で区分して、工男・工女あるいは男工・女工と称する場合があった。→『女工哀史』
- 「事務員」は、事務に従事する被雇用者の通称である。女子事務員の俗称は、BG→OLと変わってきた。
- 「職員」は、①会社において「工員」と区別された事務系の従業員をさす場合、②国家公務員法、地方公務員法において、特別職をのぞいた一般の労働者をさす場合、などがある。
- 「職人」については、別項でのべる。

わが国では、労働者について多様な呼称があるのにたいして、労働者を区分する学問上の概念（呼称）は極めて貧困である。

常用労働者とパートタイマーとは、概念上だけでなく、統計的にも区分し得る。

しかし、統計上、労働者を事務系と技能系、ホワイトカラーとブルーカラー、技師あるいは技術者と技能労働者、などに区分することは、一般には不可能に近い。「技能労働者」は、概念上、熟練した労働者あるいは熟練を要する職種の労働者の2様に解される場合が多い。しかし、西欧諸国とは違って、わが国には、熟練職種と不熟練職種との区分はほとんど存在しないに等しい。アメリカのフォアマンに相当する労働者についても、企業ごとに、工長、班長、伍長、職長などと名称が区々であり、これを統一する概念（呼称）はみられない。

44. 技術者、技師、技手

現代日本でも、技術者、技師などのことばは用いられる。しかし、實際上、それらの概念の内包と外延は甚だ曖昧である。

技術者は、しばしば、技術に関するある分野の知識に精通し、また技能に習熟している者をさすことばとして用いられる。

1960年に改訂された高等学校学習指導要領が工業科の教育目標に中堅技術者なることばを掲げたという例もあるし、中学校*卒業の学歴で二級建築士（まれには一級建築士）の資格を取った者も技術者と呼ばれることがあるので、技術者ということばは、彼又は彼女が受けた教育水準には関係がないと考えられる。実際、1960年代の初めまでに高等学校工業科を卒業した者で、工業界で技術者と呼ばれ、またそう呼ばれるにふさわしい仕事をしている人は少なくなかった。しかし、現代日本では、技術者と呼ばれる人は、多くの場合、大学、高等専門学校程度の教育を受けた人である。換言すれば、技術者ということばは、後述の技師、技手の概念を包括しているといつてよい。

現代日本では、特定の資格をもつ者のみを技師と称する制度や慣行は存在しない。このため、技師ということばは、技術者と同じような意味で使われることが多い。したかつて、西欧諸国でいうエンジニア、テクニシャンに厳密に対応することば、概念は、事実上存在しない。しかし、大学レベルの教育を受けた技術者を技師と呼ぶことに抵抗は少ないようにおもわれる。

ちなみに、旧憲法のもとでは、中央官庁や地方自治体においては、技術系の官吏に技師、技手の職階を設けていた。この場合、技師には大学または専門学校（いずれも旧学制）出身者が多く、技手には、中等程度の実業学校又は専門学校出身の者が多かった。技師、技手を区分するこのような官吏の職階は、西欧語にいうエンジニア、テクニシャンに対応するものであったと考えられる。こうした経緯があるため、技手はすでに死語であるにもかかわらず、現代日本においても、他に適当な用語、概念がみつからないために、テクニシャンを技手と訳す場合が少なくない。

西欧語にいうテクニシャンを中級技術者としていることがあるけれども、いわば苦しまぎれの訳で、エンジニア（技師）を上級技術者と位置づけているわけである。実際には、エンジニアを上級技術者とすることはほとんどない。

なお、1888年に創立された工手学校（今日の工学院大学の起原）が工業家、工師の「補助の技手」「各科技師補助タルヘキ工手」の養成をめざしたことは、よく知られている。同校の開校式における演説のなかで中村貞吉校長は、「本校の目的は、校名の指示する如く、各学科技師の補手たるべき工手、即ち英語にいわゆるフアール・メンを養成する」ところにあり、「本校卒業生は、技師の下につくべき工手なり」とのべていた。わが国における技手、工手については、実態

にそくして議論する必要があることを示唆している。

45. 徒弟制度、徒弟制、徒弟、職人

職人養成のシステムとして、徒弟制ということばが用いられることが少なくない。この徒弟制度や徒弟ということばは、種々な意味で用いられていることが多い。しかし、理解を厳密にするためには、少なくとも、市民革命以前の徒弟制度（およびそのもとでの徒弟）と、市民革命以後すなわち近代のそれは区分して考察する必要がある。

①歴史的には、徒弟制度とは、市民革命以前において、公権力が親方職人の組合（ギルド）に対して当該職業の独占を公認している場合に、そのギルド制のもとで発達した職人養成のシステムをいう。徒弟として入職させ得る弟子の人数を厳しく制限していた（そのことによって、職業の独占を維持しようとした）所に、徒弟制度の最も重要な特徴があった。なお、ドイツではツフトと称したなど、ギルドの名称は国により異なっている。

他方この徒弟制度は、職人養成のシステムとしては、長期（多くは7年前後）の徒弟契約を結び、この間親方の家に住み込んで修業することを主な内容とし、修業期間中の、親方と徒弟との間には事実上の人身的隷属関係がみられたなどの特質がみられた。教育史などで「徒弟制」というときは、専らこの職人養成のシステムに注目し、その前提としてのギルドを捨象していることが多い。

②市民革命に不可欠な重要な内容の一つは、職業選択の自由を確立することであった。それは、資本主義成立の不可欠の要件だったからである。職業選択の自由が確立した（確認された）ことにより、ギルドは禁止され、崩壊した。ギルド制の崩壊（結成禁止）は、そのギルド制を所与の前提として成立していた徒弟制度を崩壊ないし変容させた。決定的に重要な変化は、職業の独占体制を維持するための、徒弟の入職制限が禁止されたことである。市民革命の精神が貫徹したことによって親方・徒弟間にみられた人身的隷属関係も廃棄された。

③ところが、多くの国では、市民革命以後も、職人養成のシステムとしての徒弟制を存続させた（フランスのように、職人養成のシステムとしての徒弟制をも残さなかった国もあった）。職業を独占するギルドは禁止されたけれども、市民革命以後においても、任意団体としての、いわば出入り自由な同業組合（親方の組合、職人の組合である労働組合）は認められていたし、その指導のもとに職人養成のシステムとしての徒弟制を存続させる場合は少なくなかったからである。他方、個々の職人や企業（家）が熟練を継承ないし普及するために徒弟制を採用する場合も少なくなかった。

ギルド制のもとでの徒弟制度（や徒弟）と、近代以後の、いわば単なる熟練養成システムとしての徒弟制（や徒弟）とが、同じことばで表現されているところに、不正確な理解の原因がひそんでいる場合が少なくない。

④ちなみに、職業紹介事業協会『日本職業大系Ⅳ～Ⅷ 工業編』（1936～42）を分析した尾高によると、1935年頃のわが国の企業内教育では、「徒弟制」「年季制」のことばを使っていることが多いという（尾高煌之助『企業内教育の時代』1993年、74、204～214頁）。なお尾高は、「いわゆる『徒弟制度』的な修業方法が終わったのは戦争〔第2次大戦〕直後だろう」という証言を採録している（同上書、119頁）。

⑤いずれにせよ、「徒弟の本質は技能練習生」である（尾高煌之助『職人の世界・工場の世界』1993年、リポート、18頁）。

⑥労働基準法第69条には、「使用者は、徒弟、見習、養成工その他名称の如何を問わず、技能の習得を目的とする者であることを理由として、労働者を酷使してはならない」とある。この条文は、現代日本では、「徒弟」あるいは尾高のいう「技能練習生」にあたる用語がないことを表白しているとみてよい。

職人

職人とは、工業、建設業、または対人サービスの供給に携わる独立自営業をさし、次の4つの特徴をもつとされている（尾高、前掲書、17～18頁）。

(1)労働手段（道具、小設備）が私有されること（場合によっては、労働手段を私有する手工業者であることもある）。

(2)職人の「腕」（技能の高低）は、生産物の出来栄やサービスの成果によって客観的に測定でき、その結果によって職人の社会的評価ができること。

(3)生産技術は職人に体化（embodied）して蓄えられ、したがって技能の修得のためには数年間の修業を要すること（ふつう徒弟修業が制度化されている）、そして

(4)仕事の方法に関しては、作業（職人）本人に大幅の自主裁量権があること。

46. 職業資格制度

わが国で職業資格といわれるものには、①公権力が法令により設定する公的職業資格と、②個別の私企業が当該企業内の従業員の職域、職階につき設定している民間の職業資格とがある。西欧諸国にみられる如き、商工会議所や業界団体により設定され、労働組合の合意のもとに賃率の算定基準となっているような職業資格のシステム、慣行は存在しない。

公的職業資格は、その資格を持つ者に限って営業あるいは就業を公的に認める制度で、原則として、それなしに営業、就業が行われる場合には身体に危害を及ぼすおそれがあったり、財産上の重大な損失が生ずるおそれがある分野にのみ設定されている。公的職業資格は、通常、当該分野に必要な知識、技能（必要な場合にはさらに経験の有無）を検定し、その合格者に与えられる。検定の一部又は全部を特定の教育施設での学習によって省略し得る制度も少なくない。医師養成のために大学の医学部が、看護婦養成のために各種の看護婦養成施設があるように、公的職業資格については、その資格取得をめざす者のために教育訓練施設が設けられていることが多い。

公的職業資格をたんに資格（あるいは免許）と略称することがある。しかしわが国では、資格ということばを種々な意味で用いることがあり、とくに学歴を資格と称する場合が少なくないことに注意する必要がある。

技能検定

技能検定は、ある特定の技能の水準を公称する制度である。技能検定の可否により特定の職業や業務の営業、就業が公的に制限されることはない。技能検定には、公権力が設定している公的技能検定と、民間の私人が設定する私的技能検定とがある。私的技能検定の主催者は多様で、高校の職業学科の高校長協会、専修学校またはその連合組織、個別の私企業または比較的よく知られている英語検定協会のような業界団体などがある。

一部の人は、故意あるいは誤って技能検定を資格と誤っていることがあるので注意したい。

わが国の職業資格制度については、全般的に研究がおくれているうえ、論点が充分整理されていない状況なので、とりあえず拙稿「公的職業資格、技能検定の社会的性格と高校職業教育」（『技術教育学研究』第8号、1993年3月）を参照して欲しい。

なお、『教育学辞典』（1936年，岩波書店）には、「職業人の養成・資格・任用」の見出し項目を掲げ、「職業人となる過程様式は大別して（一）丁稚徒弟の見習，（二）学校教育並に講習，（三）資格検定及び任用の三つである」とし，8頁にわたって若干の事例を紹介している。管見の限りでは，この辞典以後にはこのような周到な調査を基礎とした事項をふくんだ教育学辞典は見あたらない。